

公衆電話機のうつりかわり

磁石式公衆電話機

1900



1900年(明治33年)

明治33年9月、それまで電信局・電話局内の電話所だけにしかなかった公衆電話が、初めて街頭に進出した。まず、上野・新橋の両駅構内の2カ所に設けられ、翌10月には、最初の屋外用公衆電話ボックスが京橋のたもとに建てられた。以後、その数は次第に増え、明治末には全国で463台を数えた。当時、「自動電話」と呼ばれていたが、これはアメリカの街頭電話に表示されていた「オートマテックテレホン」をそのまま直訳したといわれている。大正14年、自動式の導入を機会に現在の「公衆電話」に改められた。

特徴

5銭、10銭と2つの硬貨投入口があり、料金が落下する途中、5銭はゴンガ(チーンという音)、10銭はらせん状の鐘(ボーンという音)を鳴らし、料金投入を交換取扱者に知らせた。

共電式公衆電話機

1903



1903年(明治36年)

共電式交換方式の採用にともない、共電式公衆電話機が登場した。これは、以後昭和27年頃まで長期にわたり使用された代表的な公衆電話機である。この間、自動交換方式の採用により、公衆電話機のダイヤル化が検討され、昭和5年、M-28形自動式公衆電話機5台をドイツから輸入、これをもとにSH形自動式公衆電話機55台が試作された。東京、大阪等で試験的に使用されたが、料金収納装置等に不備な点が多く、公衆電話の自動化は、ついに戦後に持ち越された。

特徴

外観は磁石式公衆電話機と類似しており、交換局を呼び出す磁石発電機がないのでハンドルが付いておらず、やや小型である。

4号自動式
委託公衆電話機

1953



1953年(昭和28年)

戦災による電話の破壊、さらに復興への動きと電話需要の増大等が相まって電話不足の悩みは深刻となった。このようなことから通信機関の拡張を図る目的で考えられたのが公衆電話機の店頭設置であった。この制度は2種類あり、ひとつは「簡易公衆電話」で、一般の加入電話を店頭に出してもらい公衆の利用に供するもの(昭和26年11月施行)、いまひとつは電気通信省の電話機を店頭に置いてもらう「委託公衆電話」(昭和26年12月施行)である。これらの電話機は普通の4号電話機が使われていたが、昭和28年8月からは、よく目立つ赤色に変えられた。このうち、委託公衆電話が後の「赤電話」となった。

特徴

加入者用4号自動式卓上電話機のきょう体、送受話器及びコード等を赤色にしたもの。

4号自動式
ボックス公衆電話機

1953



1953年(昭和28年)

戦後、硬貨の流通不足から、公衆電話料金の収納に紙幣を使わざるを得なくなり、硬貨投入口を紙幣用に改造した共電式公衆電話機が使用された。これは、回路的に料金投入と通話に関連がなく、無料通話が可能であった。しかし、昭和28年から10円硬貨が流通し始めたため、硬貨による公衆電話機として4号自動式ボックス公衆電話機が採用された。これが青電話機の第1号である。なお、10円玉を入れる委託公衆電話である赤ダルマは翌29年11月、新宿に第1号が設置された。

特徴

青電話には当初「ボタン付後払式」が採用された。これは、ダイヤルして相手が出たらボタンを押し、10秒以内に10円硬貨を投入して通話した。しかし、10秒以内なら無料通話となる欠点があった。

*同系機種

4号自動式委託公衆電話機

公衆電話料金

	1890年	1897年	1899年	1900年	1903年	1906年	1924年
	電話所において開始			自働電話と称す			
市内	1通話時 (5分以内) 5銭	1通話時 (5分以内) 10銭	1通話時 (5分以内) 15銭		特別加入区域内との通話 10銭 その他 5銭	1通話 (5分) 5銭	市内通話を市外通話と同様通話時分を3分制に改めた
市外				1通話25銭以下 (100km以内)の土地との市外通話の取扱い			

5号自動式 卓上公衆電話機

1955



1955年(昭和30年)

昭和30年5月、これまでの料金後納式にかえ料金前納式公衆電話機的设计・検討が始められた。後納式の場合、硬貨投入が遅れると片通話のまま相手が切ってしまい、さらに相手が出たことによって通話したとみなし、局の度数計が作動し登算される等の欠点があった。同年12月、料金前納式による5号自動式卓上公衆電話機、5号自動式ボックス公衆電話機が登場した。

特徴

この方式は、話し中等の場合、継電器が作動しないため、料金は収納されず、送受話器を戻せば、フックレバーとの連動により料金は返却される。以後、公衆電話機は、すべてこの料金前納式となる。

*同系機種

5号自動式ボックス公衆電話機

特殊簡易公衆電話機

1959



1959年(昭和34年)

昭和34年、赤電話機、青電話機に加えて新しく「特殊簡易公衆電話」制度が施行され、通称「ピンク電話」と呼ばれる公衆電話機が登場した。この電話機は、一般加入電話を公衆電話としても利用できるようにしたもので、アパート、病院、喫茶店等比較的人の出入りの多い場所にお客様サービス用として設けられた。純然たる公衆電話ではなく、お客様の希望により、建物の内部に設置される等の性格を持っている。

特徴

“0”発信によるダイヤル市外の通話ができないように防止機構がつけられている。(ただし、加入者手持ちの鍵を使用すれば一般電話並みにダイヤル“0”発信の市外通話も可能)

大形赤公衆電話機

1966



1966年(昭和41年)

市外間のダイヤル化が進み、“0”発信による対地が増えるにしたがって、全国へダイヤルで通話できる新しい公衆電話機が望まれるようになった。そこで、昭和40年、これらの機能を持つ大形赤電話機の試作機が東京駅に設置され、翌41年6月から正式に採用された。従来の赤電話機より背が高く、「ダイヤル市外用」と書いた金色のベルトが巻かれた。

特徴

料金投入は、一度に10円硬貨6枚が可能。

大形青公衆電話機

1968



1968年(昭和43年)

昭和43年、大形赤電話機と同様の機能を持つボックス用公衆電話機が登場。東京、大阪、札幌等で商用試験を終え、同年12月から正式採用された。この大形青電話機は、夜間でも使えるように、街角や駅前に多く設置され、ボックス内(一部ボール)に取り付けられている。

特徴

料金投入は、一度に10円硬貨10枚が可能。また、104番・105番へ通話が可能。(硬貨は返却される)

公衆電話料金

	1925年	1936年	1941年	1944年	1945年	1946年	1947年
	公衆電話と改称		通話時分の制の撤廃				
市内			市内通話1度ごと5銭3分以上継続する市内通話切断ができることとした	度数料と同額 1級局 10銭 その他 5銭	一律 10銭	度数料と同額 20銭	度数料と同額 50銭
市外		市外通話の通話範囲を普通通話料50銭の区間(200km以内)まで拡大			簡易電話所からの市外通話は所定の通話料のほかに1		簡易電話所からの市外通話は所定の通話料のほかに1
				簡易電話所設立	度数につき10銭	簡易電話所	度数につき30銭